

平成19年（行ウ）第9号公文書不開示処分取消等請求事件

原 告 宮 部 龍 彦

原 告 宮 部 慎太郎

被 告 鳥 取 県

準備書面（2）

平成20年1月15日

鳥取地方裁判所

民事部 御中

原 告 宮 部 龍 彦

原 告 宮 部 慎太郎

## 第1 訴状の訂正

1. 訴状の「第2 請求の原因」（乙事件）の2の「行政事件訴訟法第35条の3第5項に基づき」を「行政事件訴訟法第37条の3第5項に基づき」と訂正する。
2. 訴状の「第2 請求の原因」（甲事件）の3の「甲処分は違法になされたもので無効である」を「甲処分は違法になされたもので、取り消されるべきである」と訂正する。

## 第2 証拠説明書の提出および甲号証の追加

1. 別紙のとおり、証拠説明書を提出する。
2. 甲14の1から5、甲15、甲16の1から12、甲17の1～7をそれぞれ甲号証として追加する。詳細は別紙証拠説明書に記載の通りである。

### 第3 原告宮部龍彦の原告適格について

原告宮部龍彦は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」および「鳥取県情報公開条例」により定められた回復すべき法律上の利益を有しており、行政事件訴訟法第9条の2に基づいて原告適格である。理由は以下に述べるとおりである。なお、略称等については、訴状の例による。

1. 本件文書に限らず、被告は企業連の会員が明らかになるような情報を一切開示していない事実がある。その中には、鳥取県情報公開条例によらずとも、本来は誰にでも公開されるべき情報も含まれている。例えば、訴状の第2請求の原因2(5)で触れた掲示されなかった加点情報というのは指名競争入札の指名基準の1つである「地域貢献度」に関するものであり、加点を受けた企業は企業名も含め公開するように規則で定められている(甲14号証の1から5)。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の第8条の1により地方公共団体の長は「入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項」を公表しなければならないと定められており、また同施行令第7の2および3では「自治令第百六十七条の十一第二項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿」「指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準」が公表の対処となるとされている。ある企業が企業連の会員が分かるような情報が公開されないのであれば、事実上企業連の会員であることを要件に指名競争入札が行われた場合その事実を知ることができず、法律違反である。

それだけでなく、本件処分の後、原告宮部龍彦が被告に企業連加入企業の情報を入手することの是非を質問したところ、被告は「同和地区の企業のリストを作成し公開することはもちろん、そのための情報を、当該企業の知らな

いところで入手する行為自体、許されないものと考えます。」と回答している（甲17号証の1から7）。

企業連は平成13年から18年までの土木一般の工事の実績として、会員企業の方が非会員企業より1社平均で23%から54%発注額が多くなっており（別表参照）、そのことを県が企業連に積極的にアピールしていることから、県が企業連を優遇している実態は明白である（甲16証の1から12）。また、県が企業連の関連団体としている部落解放同盟は鳥取県から補助金の給付を受けている（甲15証）。当然、そういった事業者団体に所属している企業がどのような企業なのかは興味のあるところであり、公共性のある情報である。その情報を原告が公開したり、調査することを禁止する権利は被告にはなく、被告が原告宮部龍彦に企業連の会員を公表したり情報を入手することを禁止する回答をしたことは、何ら法的根拠がないばかりか原告宮部龍彦の権利を不当に侵害するものである。

公共事業の財源の一部は国税であり、また入札に参加できる企業は鳥取県内の企業に限らない。そしてその情報はだれでも知ることができるよう法律で定められているのであるから、本事件の判決の利害は鳥取県在住者以外にも関わるものである。

2. 鳥取県情報公開条例第16条では鳥取県に住所を置くものでなくても、開示の申し出に対して被告が応ずるよう努めるものとされているが、受講者の所属等について不開示とされ、かつ明確な不開示理由が示されなかったため、やむなく鳥取県に住所を置く兄に開示請求を依頼したものである。異議申し立てが行われるまで被告は不開示理由の核心部分について明らかにないなど不誠実な対応をしており、条例に従って開示の申し出に応ずるよう努めたとは言えない。また、鳥取県情報公開条例は鳥取県内在住者が鳥取県外在住者の依頼によって開示請求を行うことを禁止しておらず、処分の判断基準とはしていない。

別表

年度	会員平均発注額 (千円)	非会員平均発注額 (千円)	会員と非会員の差額の割合 ( (会員÷非会員-1) ×100) 小数点以下は四捨五入
H 12	72,906	53,821	35%
H 13	56,870	39,471	44%
H 14	41,373	30,000	38%
H 15	35,340	25,810	37%
H 16	47,994	31,170	54%
H 17	37,087	30,104	23%

第4 求釈明

被告に対し、以下の事項を明らかにするよう求める。なお、略称等については、訴状の例による。

1. 原告は平成19年5月30日付決定書（甲6号証）において異議申立てを棄却した理由として「部落解放鳥取県企業連合会は部落解放同盟の関連組織であるが、当該企業連合会の役員等は必ずしも同和地区出身であるとは言えないものの、ある程度そのように推定されてしまう」と説明しているが、これは企業連の役員等でなく、企業連会員企業の役員等を指すという認識でよいか。  
企業連の役員は本件文書とは無関係なので、単なる記載ミスなのか確認をしたい。
2. 当該研修は企業連の会員しか参加できないのであるから、本件文書に記載されている参加者の所属は必ず企業連会員のものであるという事実間違いはないか。
3. 甲6号証（平成19年5月30日付で異議申し立てを棄却する旨の決定書）

等において被告は企業連について「部落解放同盟の関連組織」と被告は説明しているが、部落解放同盟とは部落解放同盟鳥取県連合会を指すのか。また、企業連と解放同盟にはどのような関連があるのか。

企業連が解放同盟と同じく鳥取市幸町の解放センターに入居していることは原告も知るところではあるが、本件処分の理由に記載された意図が不明である。財政的な面で連携している、企業連の会員の条件として部落解放同盟員である等、具体的に説明されたい。

4. 議論の混乱を防ぐため、用語の意味について認識を合わせたい。

(1) 「同和地区」とは失効した「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の対象となっていた地域と考えてよいか。

(2) 「同和地区出身者」とは文字通り同和地区の出身と言うよりは、県が平成17年に行った同和地区実態調査の対象となる「同和関係者」と考えてよいか。

(3) 「同和地区の企業」とは具体的に何を指すか。同和地区の企業とそうでない企業とを何を基準に区別するものなのか示されたい。

原告は加点制度が事実上の同和対策であることや、鳥取市の説明（甲20号証）から、役員や従業員が同和関係者であるような企業と理解していたが、被告は同和地区出身者が明らかになるものではないとしているため、正確にはどのような意味に取ればよいのか混乱している。

5. 被告は甲6号証で同和地区の企業の役員等について「必ずしも同和地区出身であるとは言えない」としているが、これは企業の代表者に限っても言えることか。

6. 甲6号証に企業連会員企業の役員、従業員について同和地区出身者であることが「ある程度そのように推定されてしまう」とあるが、当該企業の役員や従業員に含まれる同和地区出身者の割合等、具体的な根拠を示されたい。

質問の趣旨は、鳥取県民のうち相当数(約2万人)が同和関係者とされている

ので、単に「ある程度」では鳥取県民全般に当てはまってしまうためである。

7. 甲18号証では企業連の実名が記載されているにも関わらず、甲19号証では伏せ字にされている理由は何か。

質問の趣旨は、企業連の会員企業だけでなく、企業連の会員企業が同和地区の企業であるということも公にすべき情報ではないと被告が認識しているのか、ということである。

8. 原告が訴状で述べた「立場宣言」や、役場や企業の同和研修で同和地区に向かう「村めぐり学習」のように、公的な教育や啓発の場で同和地区の場所や同和地区出身者が明らかにされる実態があることは認識しているか。

9. 「鳥取県県土整備部建設工事指名業者選定要綱の施行について」という文書（甲21号証）に「歴史的・社会的事情によりその中でなければその者は受注が困難と認められる区域」という記述があるが、これは同和地区のことを指すのか。

県が同和地区の場所を直接把握しているのか、という趣旨で質問する。

10. 企業連の会員企業と同和地区との関係については、いつから知られていることか。また、企業連から被告に対してはどのように説明がなされているか。

11. 企業連の関係者を証人として呼ぶ、あるいは訴訟参加させるといったことは検討しているか。

特に被告から企業連への働きかけがないのであれば、原告から企業連関係者への照会をしたいという趣旨である。

12. 企業連の会員企業は県の指名競争入札で有利な取り扱いを受けており、実際に非会員企業より会員企業の受注額の方が多いという事実に間違いはないか。

13. 甲6号証等による被告の説明では部落解放鳥取県企業連合会の会員企業が分かる、部落出身者ということが判明するという事実はないということになるが、間違いはないか。

14. 上記は鳥取市の説明（甲20号証）と矛盾しているし、2で述べた事実があるため判断基準に実質的な違いがあるとは考えられないが、その理由はなぜか。

鳥取市と被告との判断の違いについて、合理的な説明がなされなければ、鳥取市に事情を照会しなければならないという趣旨である。